岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程

平成２１年３月３１日

市水道局管理規程第１５号

岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程（平成１５年市水道局管理規程第２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は，別に定めるものを除くほか，岡山市水道局（以下「局」という。）が発注する建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において使用する用語の意義は，岡山市水道局建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（平成２１年市水道局訓令第２０号。以下「入札参加資格要件設定要綱」という。）において使用する用語の例による。

（対象工事）

第３条　一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は，許容価格が岡山市水道局契約規程（平成２年市水道局管理規程第１３号。以下「契約規程」という。）第２２条第１号に定める額を超える工事とする。ただし，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号)第１６７条及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１３の規定に該当する場合並びに水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めた場合は，この限りでない。

（参加資格）

第４条　一般競争入札に参加する者に必要な資格要件は，入札参加資格要件設定要綱に定めるところによる。

（入札の方法）

第５条　一般競争入札は，次の各号に掲げる区分に従い，当該各号に掲げる方法により行うものとする。ただし，管理者が特に必要があると認めた場合は，この限りでない。

(1) 岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成２１年市水道局管理規程第１８号)の適用を受けるもの　岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱（平成２１年市水道局訓令第２１号。以下「郵便入札実施要綱」という。）の規定に基づく郵便入札

(2) 前号以外のもの　岡山市水道局建設工事電子入札実施要綱(平成２１年市水道局訓令第４１号。以下「電子入札実施要綱」という。）の規定に基づく電子入札

（混合入札）

第６条　岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程（昭和５２年市水道局管理規程第１５号。以下「共同請負制度取扱規程」という。）の規定にかかわらず，工事の種類，規模等により，管理者が特に必要があると認めたときは，共同請負制度取扱規程第１条に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と同等以上の施工能力を有すると認められる単体企業と共同企業体との混合による入札をすることができるものとする。

（入札の公告）

第７条　一般競争入札により契約を締結しようとするときは，契約規程第５条に定める公告（以下「公告」という。）をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（参加資格確認申請書等の作成）

第８条　一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は，あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び参加資格の確認のために必要な書類（以下「添付書類」という。）を作成しておかなければならない。

２　入札参加者が共同企業体であるときは，共同請負制度取扱規程の規定に基づく共同企業体競争入札参加資格審査に関する申請書を前項に規定する申請書とみなす。

３　前２項に規定する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の書式は，公告で指定する期間内に，インターネット上の局のホームページからダウンロードするものとする。

４　管理者は，必要があると認めるときは，申請書等の作成について説明会を実施す

るものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第９条　対象工事の工事数量総括表，仕様書，図面及び現場説明書（以下「設計図書」という。）は，公告した日から開札日の前日までインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

２　入札参加者は，設計図書に関して質問があるときは，公告において指定する期間内に工事担当課に対し，ファクシミリにより質問することができる。

３　前項の質問があったときは，管理者は，公告において指定する日から開札日の前日まで質問内容及び当該質問に対する回答をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（設計図書の取得）

第１０条　入札参加者は，前条第１項に規定する設計図書を，公告した日から入札書提出締切日時までの間に，インターネット上の局のホームページからダウンロードすることにより取得するものとする。

（入札・開札・落札者決定手続等）

第１１条　一般競争入札に係る入札書の提出方法，開札手続，入札参加資格の確認方法，落札者の決定手続等については，郵便入札実施要綱又は電子入札実施要綱に定めるところによる。

（契約情報の公表）

第１２条　一般競争入札に係る契約情報については，岡山市水道局契約情報公表要領第４条第２項の規定に基づき，インターネット上の局のホームページに掲載することにより一般の閲覧に供するものとする。

（入札の延期，中止，取消し）

第１３条　管理者は，一般競争入札において，事故が発生したとき又は不正な行為等により公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

２　開札前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がない場合は，入札を中止し，開札後に有効な入札書を提出した者がない場合は，入札を不調とするものとする。

（その他）

第１４条　この規程に定めるもののほか，一般競争入札の実施に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年市水道局管理規程第２５号）

この規程は，平成２１年７月１日から施行する。

附　則（平成２２年市水道局管理規程第１１号）

この規程は，平成２２年４月１日から施行し，同日以後に公告する工事から適用する。

附　則（令和６年市水道局管理規程第１８号）

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年市水道局管理規程第１７号）

この規程は，令和７年４月１日から施行し，改正後の岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程の規定は，同日以後に公告する工事から適用する。